



医事課
三角 有佳

出産育児一時金直接支払制度・限度額適用認定証について

余寒なお厳しい今日この頃、体調などくずしてはおられませんか

ご出産が近づいてくると、出産費用についてもご心配になってくることと思います。当院では、平成21年10月1日から国の制度として始まった「出産育児一時金直接支払制度」をご利用いただくことが出来ます。また、妊娠から出産までに妊娠悪阻や切迫流早産でご入院になることもあることから、当院では「限度額適用認定証」を早めに手続きして頂くことをおすすめしています。

そこで今回は、「出産育児一時金直接支払制度」と「限度額適用認定証」についてご説明させていただきます。

◆出産育児一時金とは

妊娠の方方が加入している健康保険（社会保険、もしくは国民健康保険）の保険者より、ご出産された際に、一児につき42万円支給される給付金です。双胎の場合は84万円（42万円×2人分）支給されます。こちらの給付金は、健康保険の保険者より支給されるため、健康保険（社会保険、もしくは、国民健康保険）に加入していないと受け取ることができません。

◆出産一時金直接支払制度とは

妊婦の方が加入している健康保険の保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金を請求する制度です。一時金は42万円まで出ますので、出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を退院日（祝日・休日退院の場合は次回外来日）に窓口でお支払いいただけます。出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額を健康保険の保険者に請求することができます。

◆出産育児一時金直接支払制度利用時の手続き

手続き方法は、分娩予定の医療機関で記入していただく合意文書のみになります。直接支払制度の利用は保険に加入されていることが必須条件です。退院までに有効な保険証提示がない場合は、この制度の利用は出来ず、出産費用の金額を現金でお支払いいただくこととなりますので、ご変更予定がある方は早めの手続きをお願い致します。

また、退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職保険とは別の医療保険に加入の方は、在職時の医療保険者から給付を受け受けることができます。その際は、退職時交付されている資格喪失証明書を保険証と併せて提示ください。詳細は以前のお勤め先にお問い合わせ下さい。

【合意文書の記入例】

健 康 保 险	家 族 (被扶養者)	01324
被保險者証	合和 2 年 4 月 10 日交付	
號 号 21700023 番 号 1 (扶養) 01		
姓 名 協 会 花 子	(③)	
生年月日 平成 元年 10 月 1 日		
性 別 女		
認定年月日 合和 2 年 4 月 1 日		
被保險者姓名 協 会 太郎	(②)	
事業所名稱 株式会社 ○○○○○○○○		
被保險者各番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
保険種名全般 国民健康保険協会 ○支那部		
保険種名各番号 ○○○○明 9 9 9 9 9 9	(①)	

※お勤めしている方が妊娠産婦の場合は両方に
ご本人様の記名をお願いします

◆直接支払制度を利用しない場合

退院時、入院分娩費用を全額現金でお支払い頂きます。この場合、退院後に患者様より医療保険者に手続きして頂く事で、後日保険者からの出産一時金（42万円）が支払われます。申請方法につきましては、医療保険者へお問い合わせ下さい。

◆高額療養費制度と限度額適用認定証とは

高額療養費制度と限度額適用認定証の仕組みは一緒で、事前申請か事後申請かの違いになります。高額療養費制度とは、医療機関に一旦全額入院費をお支払いして頂き、後日加入されている健康保険の保険者に申請を行えば、所得に応じて定められている自己負担限度額を超えた分の払い戻しを受けられる制度です。限度額適用認定証とは、加入している健康保険の保険者に事前に申請を行い、「限度額適用認定証」を発行し病院に提示して頂く事で、入院費の窓口での患者様負担額が自己負担限度額までとなり、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。

◆なぜ妊娠・出産の際に限度額適用認定証が必要なのか

妊娠から出産までに、妊娠悪阻や切迫流早産での入院、帝王切開予定ではなくても緊急で帝王切開になる場合や入院が長引くことがあります。その場合、所得に応じてではありますか、高額療養費制度に該当するかもしれません。ご出産後に高額療養費制度での手続きとなりますと入院費が高額になり、一時金を差し引いても窓口での精算の負担が大きくなる可能性があるため、当院で出産を予定されている皆様に、事前に「限度額適用認定証」の手続きをお願いしております。

◆限度額認定証の手続きについて

当院では妊娠30週頃の方に当院分娩予定の方皆様に
限度額適用認定証をお手続きして頂くようお願いして
おります。こちらからご案内する前に申請して頂いて
も構いません。申請の手続きは妊婦の方が加入されて
いる健康保険証の保険者に交付申請を行ってください。
保険者によって申請方法は様々です。お勤めの職場
に聞いて頂くか、保険者に直接申請方法を確認お願
い致します。お持ちの保険証が全国健康保険協会（協会
けんぽ）の方は、申請書を当院でもご用意しております。
申請書類の記入後、協会けんぽ各支部へ郵送にて
手続きをお願いいたします。「申請期間はどれくらい
が良いのか」というご質問をよく頂きます。最長1年間
取れるようですので、出産予定日の1ヶ月後まで期間
が入るように申請をお願い致します。申請手続きがお
済みになりましたら、「限度額適用認定証」が交付さ
れます。お手元に届きましたら、外来受診時や入院時
に1階受付にご提示をお願いいたします。保険者によ
っては、手術などの予定がないと発行してもらえない
ところもあるようです。ご不明な点などございました
らお気軽に事務までお尋ねください。